

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられます

平成 26 年 4 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が、8%に引き上げられます。

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府では、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せを受け付けています。

【専用ダイヤル】0570-200-123

（受付時間：平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月・4 月は、土曜日でも受け付けます。）

【ホームページ URL】<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）

法人税・消費税の申告は e-Tax で！ 「代理送信」をご利用ください。

現在、国税庁では、納税者の皆様の利便性向上のため、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及拡大に努めているところです。

e-Tax は、これまで税務署や金融機関に出向いて手続きを行っていた申告、納税、申請及び届出等を、オフィスなどからインターネットによって行うことができるシステムです。

まだご利用いただいていない方の中には、e-Tax を利用して申告することについて「手続きが面倒」「パソコンが苦手」などとお考えの方もいらっしゃると思いますが、顧問税理士に申告書の作成を依頼されている方については会社に代わって顧問税理士が e-Tax で申告する方法（代理送信）があります。

代理送信の場合には、①納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がないこと、②従来と同様に申告書作成に係る会社の手間がかからないなど、利用していただきやすい方法となっています。

是非とも、e-Tax の利用可能な手続きについては、顧問税理士に代理送信を依頼していただきますようお願いいたします。



復興特別法人税申告書の送信漏れにご注意ください

平成 24 年 4 月から施行された復興特別法人税は、法人税申告とは別の手続きとなりますので、e-Tax で申告（送信）する場合は特に復興特別法人税の送信漏れにご注意ください。

なお、申告等データを送信した場合は受信通知が各手続ごとにメッセージボックスに格納されますので、確実に受信通知をご確認ください。